

茨城町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例が施行されました

町内における事業用の太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、町民の安全と安心を確保することを目的として、令和5年7月1日より「茨城町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」が施行されました。

令和5年7月1日以降、町内において太陽光発電事業を行う場合は、条例に基づき各種届出・協議が必要となります。

○対象 町内に設置される、発電出力が10kW(キロワット)以上の事業用太陽光発電設備
※建築物に設置する場合を除く

○事業の流れ

1 事前協議 → 2 近隣関係者及び地域住民等への説明、周知 → 3 実施協議（設置事業に着手しようとする60日前まで） → 4 協議終了の通知 → 5 工事着手の届出 → 6 工事完了の届出 → 7 発電事業終了・撤去

○助言、指導及び勧告と公表

条例に違反する場合などには、助言、指導、勧告を行うことがあります。また、正当な理由が無く勧告に従わない場合は、公表の対象となります。

詳しい条例の内容については、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135 (直通)

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集します (先着順)

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。なお、今年度から事務所等の10人槽までの転換も補助金の対象となります（詳しい条件等は下記問合せ先まで）。

▶補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	360,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	462,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	585,000円	台所及び浴室が2か所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽を撤去するときは、撤去費用の一部(単独処理浄化槽限度額120,000円/基)(くみ取り槽限度額90,000円/基)を補助します。
※既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換をするときは、宅内配管工事費の一部(限度額300,000円/基)を補助します。

▶受付期間 7月18日(火)～9月29日(金) ※午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▶申込できる方

茨城町に住民登録のある方で、公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、令和6年2月末までに家屋に高度処理型合併処理浄化槽(N型)が設置できる方。

ただし次の場合は補助対象となりません。

- 1 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- 2 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- 3 町税等を滞納している場合
- 4 家屋を新築または、建築確認の伴う改築をする場合
- 5 従前から設置されていた合併処理浄化槽を更新する場合

▶申込方法

下水道課(1階10番窓口)へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、内容をご確認の上お越しください。

※1 先着順となりますので、早期に受付終了の場合があります。

※2 国及び県の補助制度改正が行われた場合、補助額や補助対象が変更となる事があります。

【問合せ先】 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128 (直通)

茨城町就業者移住支援金を交付します

就業者が茨城町へ移住する際の負担を軽減するため、令和5年4月1日以降、町に移住された方に、移住支援金を交付します。

▶移住支援金額(1世帯につき1回限りの交付となります)

- ・単身世帯で移住した場合 10万円
- ・家族世帯で移住した場合 20万円

▶主な交付要件

- ①転入日から3年以上、生活の本拠地として、町内に継続して居住する意思があること。
- ②町に転入後3か月以上2年以内であること。
- ③転入日より前の1年間、町に住民登録されていないこと。
- ④転入する世帯員の中に就業者(町内の事業所で雇用されている者。雇用のほか起業・就農等を含む。)がいること。
- ⑤出張、研修等による短期間の勤務地の変更ではないこと。

▶提出書類

- ①茨城町就業者移住支援金交付申請書兼請求書
- ②定住等誓約書及び個人情報取扱い同意書
- ③就業証明書
- ④その他茨城町交流・定住促進協議会会長が必要と認める書類

▶交付申請期限

令和6年3月1日(金)
※なお、転入後3か月以上2年以内であれば、令和6年4月1日(月)以降も申請できます。

申請書類は町ホームページでもダウンロードできます。その他、詳しい交付要件や提出書類については、下記までお問い合わせください。

【申込・問合せ先】 地域政策課 新政策グループ(茨城町交流・定住促進協議会)

☎029-215-8003(直通)



消費生活センター

増えています！中古車の売却トラブル

～強引な勧誘やキャンセル被害も～

半導体不足等の影響により新車の納期が遅れていることから、中古車の需要が高まっています。そのため、事業者は中古車の買い取りに一層力を入れており、トラブル増加の一因となっています。



事例

- ◆強引な勧誘・契約
 - ・査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた。
 - ・勝手に契約したことにされていて、断ったらキャンセル料を請求された。
- ◆高額なキャンセル料の請求
 - ・契約後すぐにキャンセルを申し出たら高額なキャンセル料を請求された。
 - ・高額なキャンセル料の算出明細が提示されない。
- ◆契約後の査定額の減額
 - ・修復歴を告げ、2回も査定して決まった売却額が、突然減額された。
 - ・引き渡した10日後に、事業者から一方的に査定額を減額された。

⚠️トラブルにあわないために

- ①車の売却はクーリング・オフの対象外です。契約を急がされても、一呼吸おいてよく考えましょう。
- ②契約内容をしっかり確認しましょう。特に、キャンセル料はいくらか、いつから発生するのかなどを明確にすることが重要です。
- ③修復歴を事前に告げた場合、修復歴を理由とした契約解除や減額に応じる必要はありません。

困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)

相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188(局番なし) 午前9時～午後4時